

第1章 みどりの基本構想

1 みどりの基本理念

みどりの重要性

みどりは、生物多様性の維持、大気の浄化、都市気候の緩和、災害の防止等の役割をはじめ、レクリエーションの場、良好な景観の形成など、多様かつ重要な機能を有しています。みどりは、私たちの生命を支え、生活の基盤の一つとなる欠かせない存在です。

みどりと共生し、これを保全・育成しながら次世代に伝えていくことは、健康で快適な生活環境を確保していく上で非常に重要であり、私たちの責務でもあります。

みどりの基本理念

三浦市は三方を海に囲まれ、温暖な気候、台地と谷戸が織りなす変化に富んだ地形を有しています。

この変化に富んだ地形は、豊かな生態系や美しい景観を形成し、また、そこで営まれる暮らしは、作物が豊かに実る農地や人々が花やみどりの中で交流する街を形成しています。

これらは、三浦市独自のみどり豊かな風景となり、この地に受け継がれてきました。

この“海（海・海辺）”と“大地（台地・大地）”のみどりを“人（市民・行政・事業者）”が互いに協力しながら、その恵みを活用し、次代を担う子どもたちに伝えていきます。そして“街（市街地）”にみどりを育み、魅力とうるおいのある生活環境を創っていきます。

私たちは、“海”と“大地”の自然と“街”が共生した、みどり豊かな三浦市を市民みんなで創っていくこと、そして、未来へ引き継ぐことをみどりの基本理念とします。

— 未来へつなげよう —

海・大地・街・人・みどりの
共生都市「みうら」

みどりの共生都市「みうら」
共生



2 緑地の保全及び緑化の目標

(1) 計画のフレーム

関連計画との整合を考慮しつつ、本計画のフレームを次のとおり設定します。

計画対象区域

計画対象区域は、次のとおりとします。

計 画 対 象 区 域	計 画 対 象 市 町 村 名
三浦都市計画区域	三浦市

計画の期間

計画の目標年次と中間年次は、次のとおりとします。

基 準 年 次	中 間 年 次	目 標 年 次
令和 7 (2025)年	令和 17(2035)年	令和 27(2045)年

人口の見通し

都市計画区域（行政区域）の人口の見通しは、次のとおりとします。

年 次	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 27 年 (2045 年)
人 口	39 千人(39,131)	約 31 千人	約 26 千人

資料：令和 7 (2025)年、令和 27(2045)年は国立社会保障・人口問題研究所(令和 5 年推計)
令和 17(2035)年は整備、開発及び保全の方針による目標値(百人単位を四捨五入)

市街化区域の規模

市街化区域の人口の見通し及び規模については、次のとおりとします。

年 次	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 27 年 (2045 年)
市 街 化 区 域 人 口	34 千人	29 千人	24 千人
市 街 化 区 域 の 規 模	729ha	730ha	730ha
市 街 化 区 域 の 人 口 密 度	46.6 人/ha	39.7 人/ha	32.9 人/ha

資料：人口：令和 7 (2025)年は整備、開発及び保全の方針の令和 2(2020)年値の比率による計算値
令和 17(2035)年は整備、開発及び保全の方針による目標値
令和 27(2045)年は令和 17(2035)年の比率による計算値
面積：令和 7 (2025)年の現況値
令和 17(2035)年は整備、開発及び保全の方針による目標値
令和 27(2045)年は令和 17(2035)年と変化なしと想定

(2) 計画の目標水準

本計画の目標水準を、次のとおり設定します。

緑地の確保目標水準

目標年次令和 27(2045)年における緑地の確保目標水準は、次のとおりとします。

令和 27 年 における 緑地確保 目標量	市街化区域面積 に対する割合 (A)	都市計画区域面積 に対する割合 (B)
	おおむね 19%	おおむね 62%

$$A = \frac{\text{令和 27(2045)年の市街化区域内緑地確保目標量}}{\text{令和 27(2045)年の市街化区域面積}} \times 100 = \frac{141\text{ha}}{730\text{ha}} \times 100$$

$$B = \frac{\text{令和 27(2045)年の都市計画区域内緑地確保目標量}}{\text{令和 27(2045)年の都市計画区域面積}} \times 100 = \frac{1,932\text{ha}}{3,144\text{ha}} \times 100$$

令和 7 (2025)年における緑地確保量は、市街化区域面積に対する割合がおおむね 19%、都市計画区域面積に対する割合がおおむね 61%です。

目標年次となる令和 27(2045)年では、市街化区域についてはこれを維持、都市計画区域については、都市公園の整備等により 1%程度増加することを目標とします。

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

中間年次令和 17(2035)年及び目標年次令和 27(2045)年における緑地の確保目標水準は、次のとおりとします。

年	次	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 27 年 (2045 年)
都市計画区域 人口一人当たりの 目標水準	都市公園 等	31.6 m ² /人 (123.09ha)	39.8 m ² /人 (123.38ha)	55.5 m ² /人 (144.37ha)
	都市公園	9.9 m ² /人 (38.50ha)	12.4 m ² /人 (38.54ha)	22.7 m ² /人 (58.93ha)

目標年次である令和 27(2045)年においては、令和 7 (2025)年と比較し、総人口が約 13 千人減少することが想定されています。そのため、人口一人当たりの都市公園などの面積は、大幅に増大するものと想定しています。



小網代の森



三戸から望む相模湾

みどりの将来構造

みどりの将来構造は骨格となる重要な緑地や公園を「みどりの拠点」として、また、みどりの連続性を「みどりの軸」として示します。

みどりの拠点

みどりの保全拠点

良好な自然環境がみられる地区のうち特に重要な地区について、地域制緑地の指定や公有地化等、みどりの保全を重点的に進める地区に位置づけます。

小網代の森周辺 油壺周辺 江奈湾周辺

みどりの交流拠点

全市的な利用を図っていく拠点的な公園施設や交流の場について位置づけます。

県立城ヶ島公園 三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）
小松ヶ池公園 宮川公園 宮川・毘沙門周辺
松輪・劔崎周辺 金田漁港周辺 高円坊周辺

街の緑化拠点

みどりの少ない市街地の緑化を推進する地区や都市整備に合わせて重点的に緑化を推進すべきまちづくりの拠点に位置づけます。

三崎口駅から引橋周辺 三浦海岸駅周辺 三崎下町・二町谷・城ヶ島周辺
三崎上町周辺（三崎警察署付近から城ヶ島入口周辺） 下宮田・入江周辺

みどりの軸

街の緑化軸【市街地全域】

街の緑化拠点を結ぶよう、市街地への緑化を重点的に進めます。

海の保全・活用軸【海辺とそこに生育する海浜植生から背後の良好な自然環境】

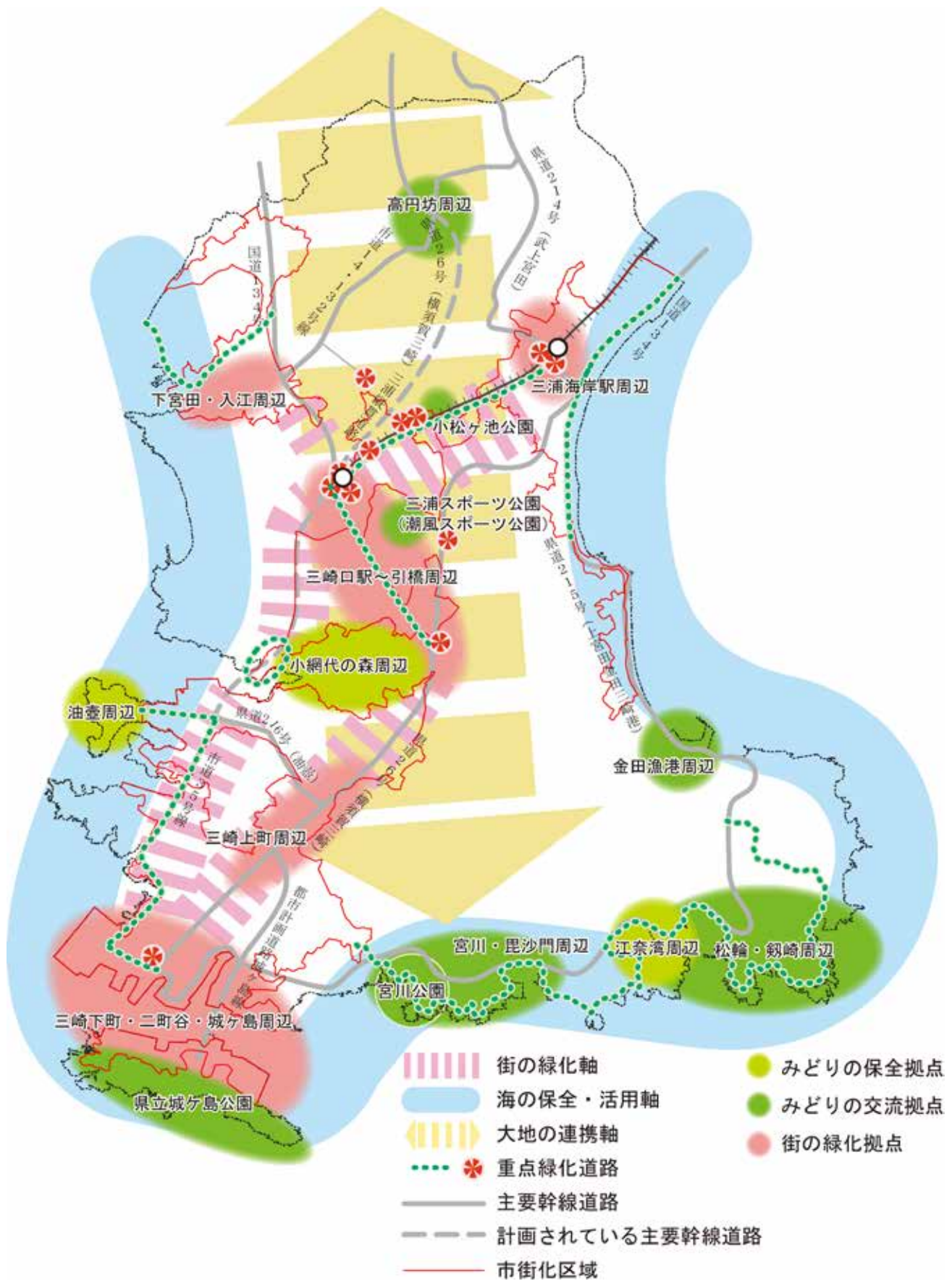
海辺とそこに形成される海浜植生、背後の良好な自然環境を連続的に保全し、生態的なつながりを確保します。また、海辺のレクリエーションの場として、活用を図ります。

大地の連携軸【多摩丘陵から続く三浦丘陵の広域的なみどり】

多摩丘陵から続く三浦丘陵のみどりの広域的な連続性を確保します。また、台地上を中心としたダイコン畑等の農地によって形成される独特な農地景観の保全を図ります。

重点緑化道路

道路管理や交通安全の確保等を勘案し、可能な範囲で沿道のみどりの保全や緑化を図るとともに、周辺と統一感のある沿道景観の形成、また、花とみどりモデル事業による緑化推進を図ります。



三浦市みどりの将来構造図



4 みどりの配置方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの視点から、みどりの将来構造を踏まえた、緑地の配置の考え方を示します。

(1) 環境保全を図る緑地の配置方針

海に囲まれて温暖な本市の風土に育まれた特徴的なみどりや、自然環境の骨格を形成する緑地を保全するため、以下の方針を定めます。

大地の連携軸 みどりの保全拠点

- ・ 劔崎・岩堂山及び小網代近郊緑地保全区域については、首都圏有数の良好な自然環境を有する区域として保全します。
- ・ 特に、小網代近郊緑地特別保全地区については、関東地方唯一といわれる集水域の森と河川、干潟、海の連続性が保たれた環境を、本市のみどりの“中核的な生物多様性拠点”として、生きものの生息環境を含めて一体的に緑地の保全を進めます。
- ・ 谷戸や海に面した斜面緑地は、みどりの回廊として、生態系の連続性と良好な自然環境の一体的な保全を図ります。
- ・ 本市の土地利用の大部分を占める、畑作を中心とする農地については、優良農地の確保とともに、そこに生息する生物の生息環境、良好な自然環境の保全を図ります。

海の保全・活用軸 みどりの保全拠点 みどりの交流拠点

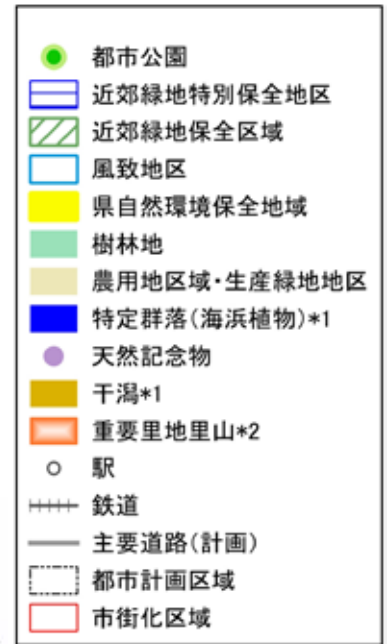
- ・ 油壺、城ヶ島、下浦海岸、松輪・毘沙門、黒崎、和田風致地区については、本市を特徴づける自然環境を有する区域として保全します。
- ・ 県の指定する長浜、三戸、油壺自然環境保全地域については、マテバシイやスタジイなどの生育する貴重な自然環境を有する地域として保全します。
- ・ 海と岩礁地帯、砂浜、干潟等多様な自然海岸、そこに形成される海浜植生等については、情報の蓄積と有効な保護対策を検討しながら、良好な自然環境として一体的な保全を図ります。

街の緑化軸 街の緑化拠点

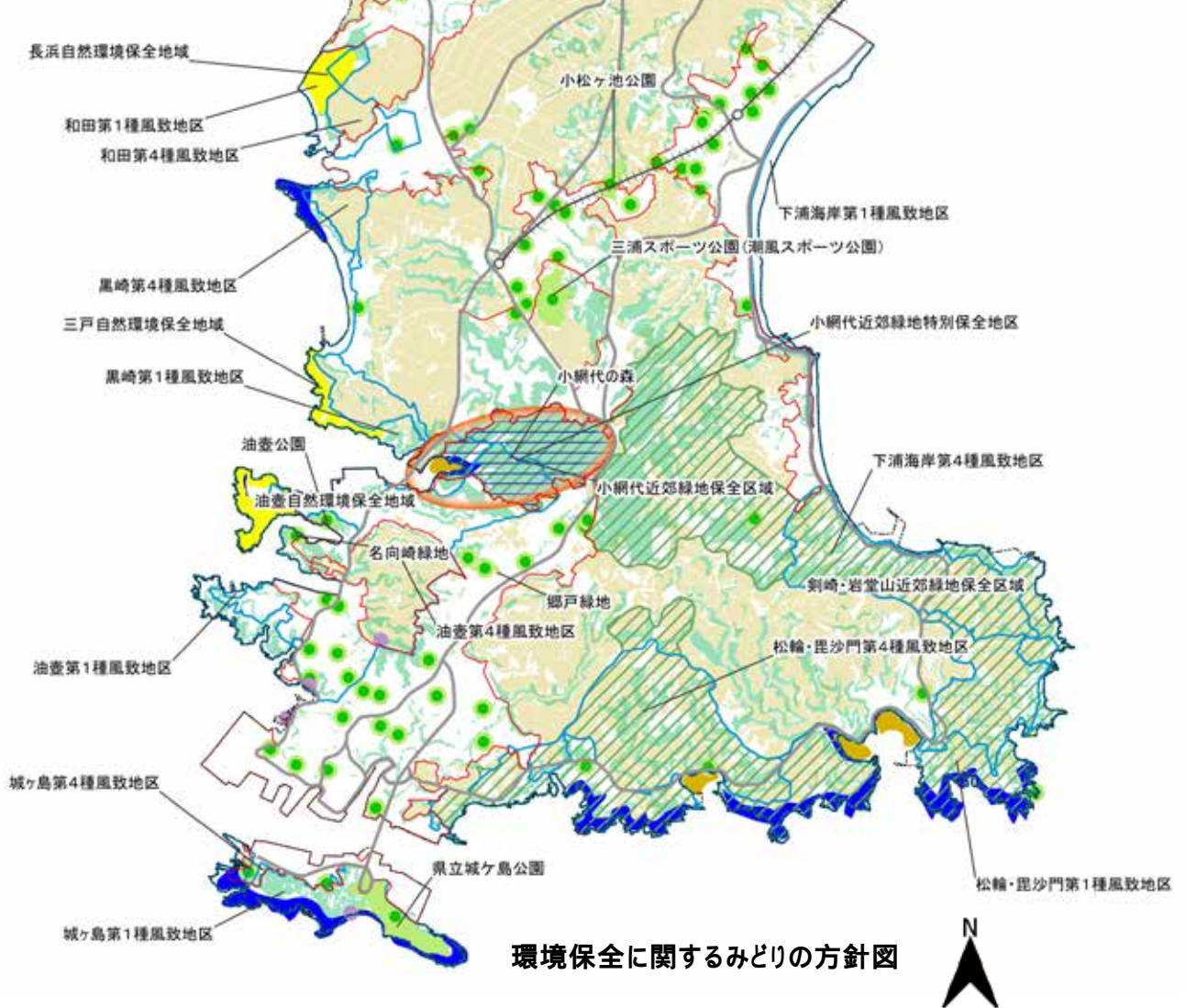
- ・ 遺跡や史跡、社寺、港町の古いまちなみ等の歴史的資源を本市の歴史・文化を伝承するみどりの資源として、保全・活用に努めます。
- ・ 開発に際しては、極力みどりを保全するよう誘導するとともに、やむを得ずみどりが失われた場合は、開発地内へのみどりの回復を誘導します。
- ・ 市街地環境の改善の観点から、公共施設や民有地の緑化を推進します。

大地の連携軸～海の保全・活用軸～街の緑化軸

- ・ 本市中央部の大規模な樹林地と自然海岸、斜面緑地、農地の各生態系相互の連続性とこれらのみどりによって形成される良好な自然環境の一体的な保全を図ります。



みどりの将来構造図(略図)



*1: 環境省自然環境保全基礎調査 干潟調査(第5回)分布地域、
 特定植物群落(第5回)GISデータ(環境省生物多様性センター)(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)
 *2: 生物多様性保全上重要な里地里山(環境省 自然環境局 自然環境計画課)
 (https://www.env.go.jp/nature/satoyama/14_kanagawa/no14-19.html)
 上記を利用し作成・加工

(2) レクリエーション需要に対応した緑地の配置方針

本市の海とみどりの特性を活かして、日々の暮らしにゆとりを与えてくれる緑地や、広域のレクリエーション利用に供する緑地等を配置するため、以下の方針を定めます。

大地の連携軸 ◀■■■■▶ みどりの交流拠点 ●

- ・多様化するレクリエーション需要への対応のため、レクリエーションを目的とした公園整備を図ります。
- ・スポーツレクリエーションの拠点として活用を図るため、三浦スポーツ公園（潮風スポーツ公園）を配置しています。
- ・生物相が豊かで市民に親しまれている小網代の森、小松ヶ池を生物とのふれあいの場として保全・活用に努めます。
- ・フルーツ狩りや収穫体験などが楽しめる観光農園や農業イベント等、人々の交流やレクリエーションの場として、農地の活用を図ります。

海の保全・活用軸 ■■■■ みどりの交流拠点 ●

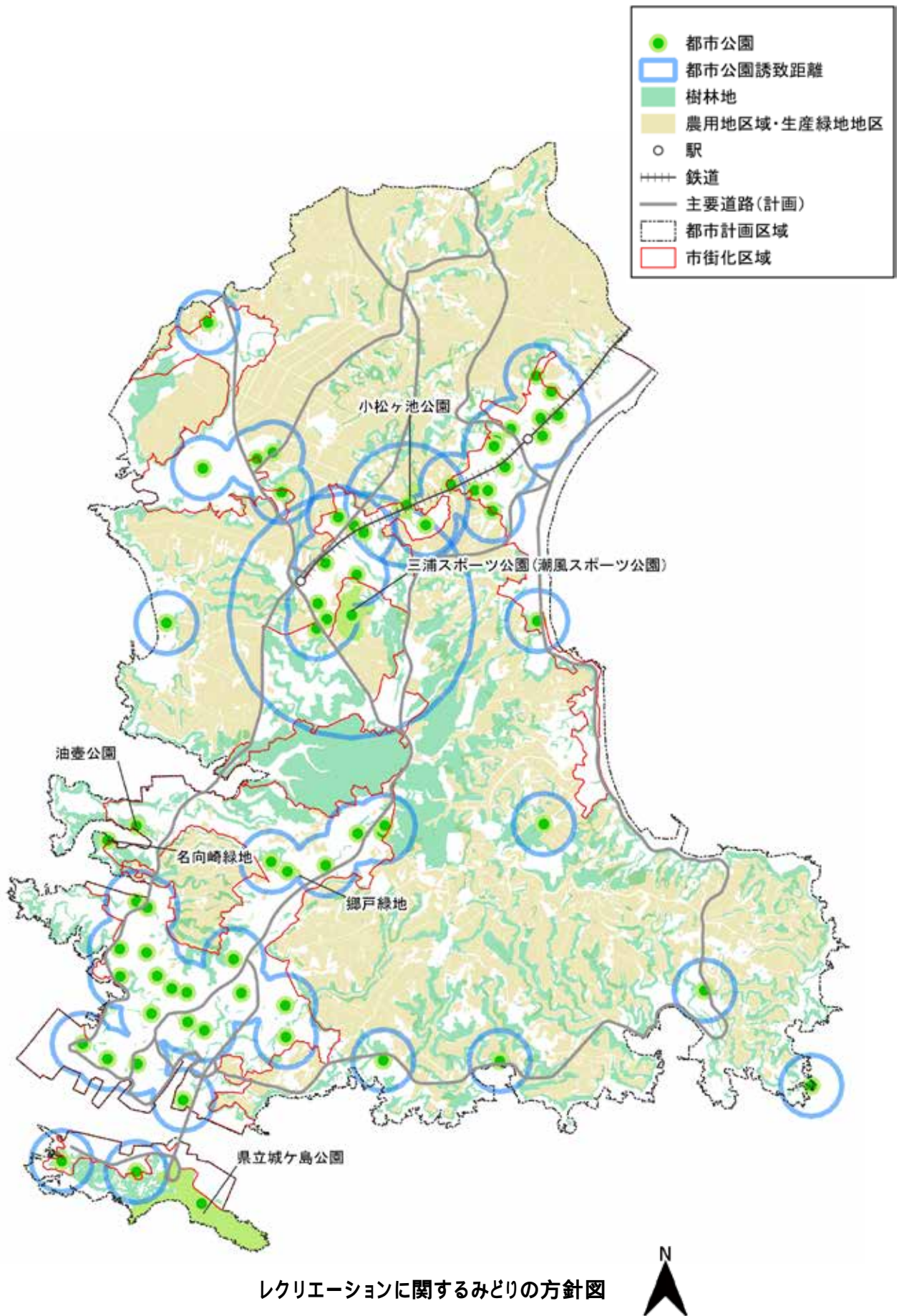
- ・自然探勝の場となっている海岸線については、遊歩道の整備・管理の充実及び都市公園の整備・拡充を図ります。
- ・本市の豊かな自然環境を代表する砂浜は、海辺のレクリエーションの場として、また、多くの人々が訪れる漁港などを人々の交流の場として、保全・活用に努めます。
- ・生物相が豊かな江奈湾を生物とのふれあいの場として保全・活用を図ります。

街の緑化軸 ■■■■■■ 街の緑化拠点 ●

- ・観光の中心地である三崎下町地区等については、交通利用・催し・憩いの場となるオープンスペースを配置するとともに、既存の社寺について、レクリエーションの場として活用を図ります。
- ・開発事業に併せて、子どもの安全な遊びの場や高齢者等の憩いの場となる身近な公園の確保を図ります。また、既存の公園のリニューアルを進めます。
- ・新たに市街地づくりを進める地区では、計画的かつ使いやすく効果的な範囲に公園緑地の確保を図ります。
- ・施設開放されている学校については、地域のスポーツレクリエーション活動の場として活用を図ります。



みどりの将来構造図（略図）



(3) 防災に配慮した緑地の配置方針

本市の災害に対する安全性を高める緑地等を配置するため、以下の方針を定めます。

大地の連携軸 ◀■■■▶ みどりの交流拠点 ●

- ・三浦スポーツ公園(潮風スポーツ公園)を防災活動の中心となる公園として活用します。

海の保全・活用軸 ●

- ・市街地・集落を高潮や津波から守る海岸緑地と土砂崩壊を防止する斜面緑地の保全を図ります。

街の緑化軸 ■■■■ 街の緑化拠点 ●

- ・市街地では、地震火災に対する避難場所一帯を中心にして緑地的空間の形成を図ります。
- ・三崎漁港等主要な漁港周辺にオープンスペースを確保し、避難と防災活動、災害復旧の防災拠点として活用します。
- ・三崎下町地区では、防災空地となるオープンスペースの確保等を推進し、市街地の防災性の向上を地区のまちづくり事業と一体的に推進します。
- ・学校については、災害発生時の避難場所となるオープンスペースとして、活用を図ります。
- ・公園や道路、市街地内の生産緑地地区及び市街地周辺の農地については、火災時の延焼遮断のほか、災害発生時の一時的な避難の場所等として、保全・活用に努めます。



みどりの将来構造図(略図)



防災に関するみどりの方針図



(4) 景観形成上重要な緑地の配置方針

三浦らしい景観を形成する緑地を必要な場所に適切に配置するため、以下の方針を定めます。三浦市景観計画で認定する「みうら景観資産」の保全を図るなど、三浦市景観計画と連携しつつ進めます。

大地の連携軸 ◀||||▶

- ・谷戸と斜面の緑地は本市の地形の特徴を表し、奥行きを与える自然景観として保全します。
- ・台地の上や低地に伸びる農地について、本市を特徴づける農地景観として保全を図ります。

【関連するみうら景観資産】

小網代の森、岩堂山と農地

海の保全・活用軸 ●●●●● みどりの交流拠点 ●

- ・半島の輪郭を形づくっている変化に富んだ自然海岸と背後の自然地は、特徴的な景観の骨格を形成する緑地として一体的に保全を図ります。

【関連するみうら景観資産】

黒崎の鼻、諸磯湾から見た富士山、城ヶ島大橋、盗人狩、三浦海岸、三浦海岸大根干し



みどりの将来構造図（略図）

街の緑化軸 ||| 街の緑化拠点 ●

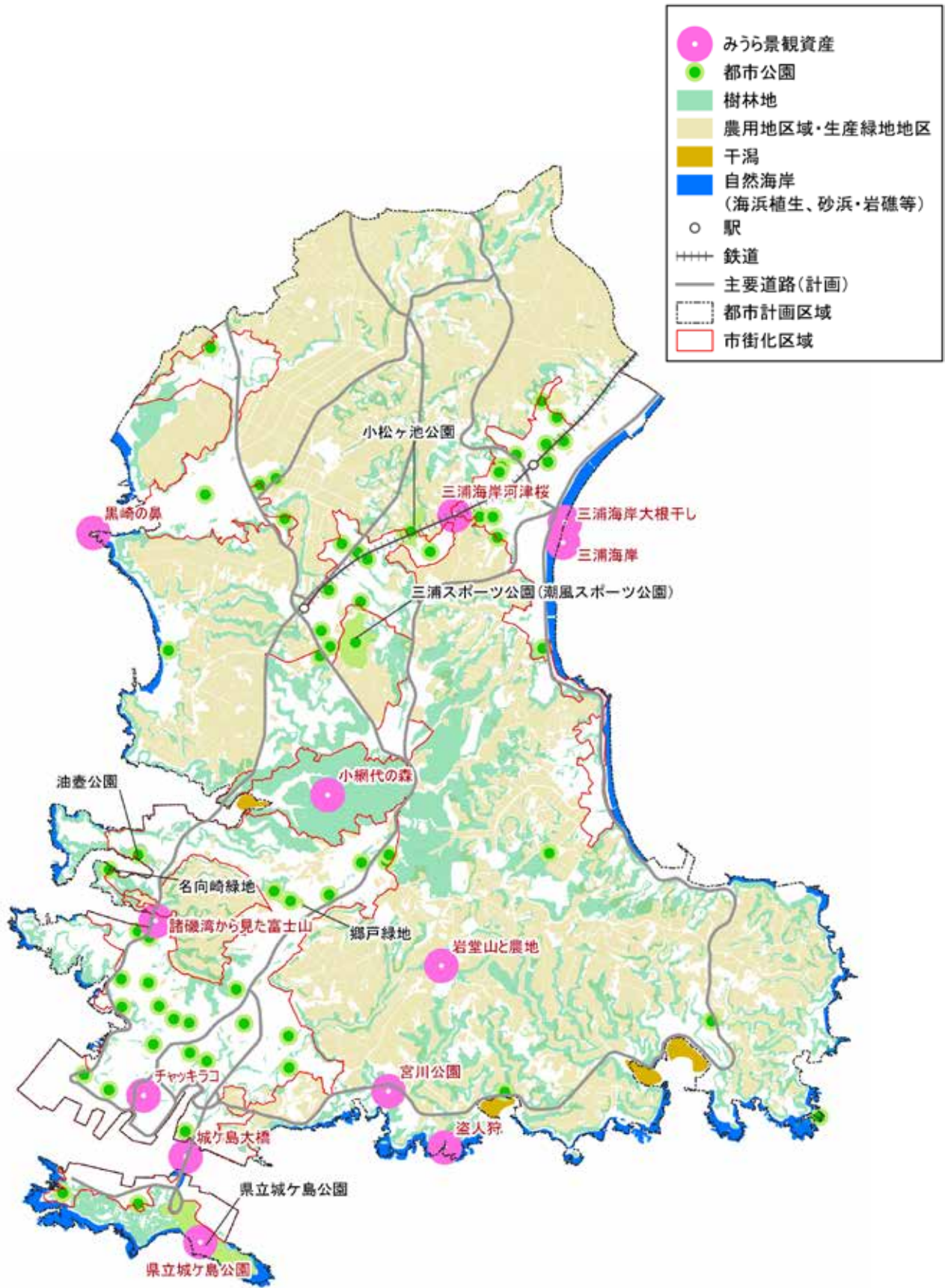
- ・市街地をみどりで整え、まちなみ景観の充実を図り、公共施設や公園等をまちや地域のみどりの核として景観形成を図ります。
- ・開発に伴うみどりの損失を抑制し、その回復を図り、みどり豊かな景観が維持されるよう誘導します。
- ・開発の際は、海辺と農地の広がりの特徴とする三浦の景観とともに、海からの景観への配慮を求めます。
- ・歴史的資産となる史跡や、歴史的景観を形成する社寺境内等について、緑地として保全を図ります。

【関連するみうら景観資産】 県立城ヶ島公園、宮川公園、三浦海岸河津桜

大地の連携軸 ~ 海の保全・活用軸 ~ 街の緑化軸 ◀||||▶ ●●●●● |||

重点緑化道路 ●●●●● *

- ・代表的眺望地点、探勝スポットの保全・活用を図ります。
- ・景観地や史跡等をつなぐ道路や市内の主要な幹線道路の緑化を推進します。



景観に関するみどりの方針図





みどりのコラム みうら景観資産

本市には素晴らしい景観がたくさんあります。城ヶ島からみる伊豆大島、房総半島から昇る朝日や相模湾に沈む夕日、富士山の眺望、台地の畑に広がる露地野菜、マグロで賑わう三崎漁港など、どれも代表的な本市の景観です。加えて、チャッキラコや、海南神社の行道獅子（ぎょうどうじし）など歴史や文化を背景とした本市独自の景観もあります。

本市のかけがえのない財産である景観を現在に活かしながら後世に伝えるために、三浦市景観計画が定められています。この三浦市景観計画の中では、「三浦らしい景観」を幅広く募集し、景観審議会の意見を聴いた上で、「みうら景観資産」として認定する仕組みを構築しています。

みうら景観資産一覧

岩堂山と農地	諸磯湾からみた富士山	盗人狩	黒崎の鼻
宮川公園	県立城ヶ島公園	小網代の森	三浦海岸
城ヶ島大橋	チャッキラコ	三浦海岸河津桜	三浦海岸大根干し

本市のまちづくりにあたっては、「みうら景観資産」の保全と活用を、最大限考慮することとしています。

三浦らしい景観として選ばれた「みうら景観資産」をぜひ訪ねてみてください。

また、三浦市ホームページでは、「みうら景観資産」の提案を募集していますので、あなたのお気に入りの景観をぜひ教えてください！



みうら景観資産 岩堂山と農地



みうら景観資産 三浦海岸河津桜



みうら景観資産 黒崎の鼻



みうら景観資産 三浦海岸大根干し